

令和3年第2回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和3年5月10日（月曜日）

議事日程 第1号

令和3年5月10日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 4 議案第39号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 5 議案第40号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 追加日程第1 各常任委員会と議会運営委員会及び各特別委員会の委員の辞任について
- 追加日程第2 議長の辞職許可について
- 追加日程第3 選挙第1号 議長の選挙
- 追加日程第4 議席の指定
- 追加日程第5 選挙第2号 副議長の選挙
- 追加日程第6 第1 総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任
第2 議長の常任委員会委員の辞任について
第3 議会広報常任委員会委員の選任
第4 議会運営委員会委員の選任
第5 予算決算・地域開発対策・人口問題対策各特別委員会委員の選任
第6 選挙第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
- 日程第 3 承認第 2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)

日程第 4 議案第 39 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 5 議案第 40 号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・討議・表決)

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和3年第2回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第2回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日、臨時会が議員各位の出席の下に開会できますことに心から感謝を申し上げます。

令和3年度も約1か月が過ぎようとしておりますが、昨年春以来の新型コロナウイルスの猛威は衰えることを知らず、社会経済活動全般を停滞させているところでございます。このような情勢の下で、私も町政を担当させていただき、任期の折り返し点を過ぎました。これからも山積する諸課題に対し、しっかりと対応していきたいと思っております。

さて、本臨時会には、承認1件、議案2件を上程させていただいております。いずれもご審議の上、原案どおり承認、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

どうか、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（山畑祐男君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりでございますので、それをもって諸般の報告といたします。

これから議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において12番平形 薫議員、13番小池春雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程は配付の表のとおりでございます。

日程の追加

議長（山畑祐男君） 日程第3に行く前に、各委員会の委員から辞任願が議長宛てに提出されておりますので、ここで議事日程（第1号の追加1）として、日程を追加し、各常任委員会及び議会運営委員、それと各特別委員会の委員の辞任についてを議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩といたします。

午前9時34分休憩

午前9時35分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

追加日程第1 各常任委員会と議会運営委員会及び各特別委員会の委員の辞任について

議長（山畑祐男君） 議事日程追加1の第1、各常任委員会と議会運営委員会及び各特別委員会の委員の辞任についてを議題といたします。

吉岡町議会委員会条例第10条第2項の規定によって、委員会条例第2条第1項の第1号から第3号までの各常任委員会及び委員会条例第3条の2の議会運営委員会のそれぞれの委員会の委員から、辞任願が議長宛てに提出され、委員会条例第10条第2項ただし書きにより、これを許可しております。

ここでお諮りします。

第1号から第3号までの各常任委員会委員及び委員以下条例第3条の2の議会運営委員

会委員の辞任を許可しましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、よって、そのとおりと決めます。

次に、吉岡町議会委員会条例第10条第2項の規定によって、予算決算特別委員会、地域開発対策特別委員会、人口問題対策特別委員会の各特別委員会においても同様に、それぞれの委員会の委員から辞任願が議長宛てに提出され、委員会条例第10条第2項のただし書きにより、これを許可しております。

ここでお諮りします。

予算決算特別委員会委員及び地域開発対策特別委員会委員、人口問題対策特別委員会委員の辞任を許可しましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、よって、そのとおりと決めます。

ここで暫時休憩といたします。再開は9時45分としたいと思います。

午前9時37分休憩

午前9時45分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

ここで報告いたします。

私は、この休憩中に、吉岡町議会会議規則第93条第1項の規定にあります議長辞職願を副議長に提出させていただきました。

それでは、一旦、私は議席に戻り、議長の席を副議長と交代したいと思います。

よろしく願いいたします。

事務局長（福島良一君） 岩崎副議長、議長席へお進みください。

日程の追加

副議長（岩崎信幸君） それでは、地方自治法第106条の規定により、私が暫時議長の職務を行います。皆様、議事進行にご協力をお願いします。

お諮りします。

この際、山畑議長の辞職の件を日程に追加し、議事日程（第1号の追加2）として、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させますので、その間、暫時休憩とします。

午前9時48分休憩

午前9時49分再開

副議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

この件は、山畑議長の一身上に関するものでありますので、地方自治法第117条の規定により、除斥といたします。

山畑議長は退席をお願いいたします。

〔議長 山畑祐男君退席〕

追加日程第2 議長の辞職許可について

副議長（岩崎信幸君） 議事日程追加2の第1、議長の辞職許可についてを議題といたします。

事務局に山畑議長の辞職願を朗読させます。福島事務局長。

〔事務局長 福島良一君発言〕

事務局長（福島良一君） 朗読いたします。

辞職願。

このたび、都合により、議長の職を辞任したいので、許可されるよう願います。

令和3年5月10日。吉岡町議会副議長、岩崎信幸様。

吉岡町議会議長、山畑祐男。

以上でございます。

副議長（岩崎信幸君） お諮りします。

ただいまの朗読のとおりです。山畑議長の議長の辞職を許可することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。したがって、山畑議長の辞職を許可することに決定しました。

山畑議員の入場を許可します。

〔14番 山畑祐男君入場〕

副議長（岩崎信幸君） 山畑議員に申し上げます。

議長辞職の件は、ただいま許可されましたので、告知します。

ただいま、14番山畑議員より発言の申出がありましたので、発言の許可をいたします。

山畑議員は、ご登壇の上、発言をよろしく願います。

〔14番 山畑祐男君登壇〕

14番（山畑祐男君） 議員の皆様、先ほど、私のお願いを聞いていただきまして、ありがとうございます。

ございました。

思うに、2年間、コロナと闘ってきたわけでございますけれども、皆様のご協力、ご理解の下、つつがなく議会運営ができたかなというふうには、私としては評価いたします。これから、まだコロナは群馬県では特に猛威を振るっている状況でございます。しっかりと議員皆様のご協力により、この時期を乗り越えていければなというふうに思うと同時に、ほかの諸案件もたくさん、吉岡町の場合はあります。それも皆さんの一致団結、ご協力により乗り越えていければなと、よりよいまちづくりに貢献できればなというふうに思っています。

本日は、どうも長い間、2年間、ありがとうございました。

日程の追加

副議長（岩崎信幸君） ただいま、議長が欠けましたので、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。

お諮りします。

議事日程（第1号の追加3）として、議長の選挙を議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩とします。

午前9時54分休憩

午前9時55分再開

副議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

追加日程第3 選挙第1号 議長の選挙

副議長（岩崎信幸君） 議事日程追加3の第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票によって行います。

議場の出入口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

副議長（岩崎信幸君） ただいまの出席議員13人です。

それでは、立会人の指名をいたします。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番小林静弥議員、2番富岡栄一議員、3番飯塚憲治議員を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票に当たっては、被選挙人の氏名まで記入するようお願い申し上げます。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙を配付〕

副議長（岩崎信幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（岩崎信幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

副議長（岩崎信幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔点呼により投票〕

副議長（岩崎信幸君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（岩崎信幸君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。

立会人として1番小林静弥議員、2番富岡栄一議員、3番飯塚憲治議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

副議長（岩崎信幸君） 吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定により、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票数13票。

有効投票のうち、岩崎信幸議員 12票

平形 薫議員 1票です。

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、岩崎信幸議員が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長挨拶

副議長（岩崎信幸君） ただいまの報告のとおり、私、岩崎が議長に当選をさせていただきました。
吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたしますとともに、当選受諾の挨拶を申し上げたいと思います。

〔議長 岩崎信幸君登壇〕

議長（岩崎信幸君） ただいま議長に就任いたしました岩崎信幸でございます。

議員皆様方の推挙により、吉岡町議会の議長という要職に就かせていただき、身に余る広栄であるとともに職責の重さを痛感しております。

今後、議員皆様方のご協力の下、皆様方の意見を聞き入れながら、開かれた和のある議会を目指したいと思っております。また、町民の皆様方からの要望に応じて、執行の皆様方とともに希望ある安心安全な住みやすい吉岡町を目指していく所存でございます。

若輩者の私ですが、議員皆様方のなお一層のご指導とご鞭撻をいただき、運営していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。

〔議長 岩崎信幸君議長席に着く〕

日程の追加

議長（岩崎信幸君） ここで議席の変更をしたいので、議事日程（第1号の追加4）を追加したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩とします。

午前10時09分休憩

午前10時10分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

ただいま配付しました議事日程（第1号の追加4）により、会議を進めます。

追加日程第4 議席の指定

議長（岩崎信幸君） 議事日程追加4の第1、議席の指定を行います。

それでは、吉岡町議会会議規則第3条第3項の規定により、議席を変更したいと思います。

それでは、まず、私の議席を14番とし、平形議員には1つ前に詰めていただき11番

を平形 薫議員、そして、12番を山形祐男議員といたしたいと思いますので、それでは、お二人には席の移動をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

午前10時11分休憩

午前10時16分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程の追加

議長（岩崎信幸君） このたび、私が議長に選ばれました。そのことにより、副議長が欠員となりました。

そこで、お諮りします。

この際、副議長の選挙を、議事日程（第1号の追加5）として追加したいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、日程を追加いたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩とします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

追加日程第5 選挙第2号 副議長の選挙

議長（岩崎信幸君） 議事日程追加5の第1、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

議長（岩崎信幸君） ただいまの出席議員13人であります。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人を指名します。

4番廣嶋 隆議員、5番富岡大志議員、6番金谷康弘議員を立会人に指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票に当たっては、被選挙人の氏名まで記入するようお願いいたします。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙を配付〕

議 長（岩崎信幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

議 長（岩崎信幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼により投票〕

議 長（岩崎信幸君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

立会人として、4番廣嶋 隆議員、5番富岡大志議員、6番金谷康弘議員は、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

議 長（岩崎信幸君） それでは、吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定により、投票結果を報告します。

投票総数13票、有効投票数13票。

有効投票のうち、金谷康弘議員 11票

飯島 衛議員 2票です。

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、金谷康弘議員が副議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議 長（岩崎信幸君） ただいま副議長に当選されました金谷康弘議員が議場におられますので、本席から、吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長挨拶

議長（岩崎信幸君） それでは、当選された金谷康弘議員には、登壇して副議長の就任の挨拶をお願いいたします。

〔副議長 金谷康弘君登壇〕

副議長（金谷康弘君） ただいま今議会におきまして副議長に推挙いただきました金谷でございます。就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

副議長の職の重責を感じ、身が引き締まる思いであります。今後、議員の皆様のお力をお借りし、岩崎議長を補佐し、吉岡町のために力を尽くしていく所存でございます。

簡単ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 金谷副議長、自席にお戻りください。

ここで、休憩いたします。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程の追加

議長（岩崎信幸君） ここで、各委員会の委員を選任したいので、議事日程（第1号の追加6）として、日程の追加をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

これより、配付しました議事日程（第1号の追加6）により議事を進めます。

追加日程第6 第1 総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任

議長（岩崎信幸君） 議事日程追加6の第1、総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任を議題とします。

吉岡町議会委員会条例第2条第1号の総務産業と第2号、文教厚生各常任委員会の委

員の選任については、委員会条例運用規程第2条の規定により、議長は、議員を第1号または第2号のうちいずれかの常任委員会に選任するものであります。また、その選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

ここでお諮りします。

これから、私が委員の指名を行うに当たり、ただいまから所属希望調書を配付しますので、各議員におかれましては、希望する常任委員会を選んでいただき、その所属希望調書を基に指名をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます

それでは、事務局に所属希望調書を配付させますので、ここで暫時休憩といたします。

〔事務局所属希望調書配付〕

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

所属希望調書について、ご説明申し上げます。

所属希望調書のA欄に第1号か第2号、いずれか希望する委員会を選び、重複しないよう丸印を記入してください。

また、B欄は、この際、第3号の議会広報常任委員会についてもお尋ねするものであります。B欄の第3号の委員会の所属を希望する場合には、丸印の記入をお願いします。

記入漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 事務局に所属希望調書を回収させます。

〔事務局所属希望調書回収〕

議長（岩崎信幸君） ただいま回収しました所属希望調書を基に、これから別室において正副議長で調整を行います。なお、調整の結果、各議員の希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

それでは、ただいまから別室において調整を行いますので、これより暫時休憩とします。再開を11時10分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

それでは、各常任委員会の委員を指名いたします。

最初に、総務産業常任委員会は、1番小林静弥議員、4番廣嶋 隆議員、5番富岡大志議員、10番飯島 衛議員、11番平形 薫議員、12番山畑祐男議員と私の7人です。

次に、文教厚生常任委員会は、2番富岡栄一議員、3番飯塚憲治議員、6番金谷康弘議員、8番村越哲夫議員、9番坂田一広議員、13番小池春雄議員の6人です。

お諮りします。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した議員が総務産業・文教厚生各常任委員会の委員に選任されました。

追加日程第6 第2 議長の常任委員会委員の辞任について

議長（岩崎信幸君） 議事日程追加6の第2、議長の常任委員会委員の辞任の件を議題といたします。

私は、総務産業常任委員会に所属することになりましたが、私は議長職に専念したいため、吉岡町議会委員会条例運用規程第3条第1項の規定により、常任委員会の委員を辞職させていただきたいと思っております。

この件については、一身上に關することでありましたので、一旦、私は議席に戻りますので、議長席を副議長と交代します。

副議長、議長席をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

〔副議長 金谷康弘君議長席に着く〕

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

副議長（金谷康弘君） 会議を再開します。

地方自治法第106条の規定により、私が暫時議長の職務を行います。

この件につきましては、岩崎議長の一身上に關することでもありますので、地方自治法第117条の規定により除斥とします。

岩崎議長は退席をお願いいたします。

〔議長 岩崎信幸君退席〕

副議長（金谷康弘君） お諮りします。

岩崎議長の申入れのとおり、常任委員会の委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（金谷康弘君） 異議なしと認めます。よって、岩崎議長の常任委員会の委員の辞任を許可することに決定いたしました。

岩崎議長の入場を求めます。

〔議長 岩崎信幸君入場〕

副議長（金谷康弘君） 岩崎議長に申し上げます。

常任委員会の委員の辞任の申入れは許可されましたので、告知します。

それでは、議長席を議長と交代いたします。

ここで暫時休憩とします。

〔議長 岩崎信幸君議長席に着く〕

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

ここで、総務産業・文教厚生各常任委員会の構成が決まりました。

吉岡町議会委員会条例第7条の規定により、総務産業・文教厚生各常任委員会の招集をただいまから行いますので、委員会条例第6条の規定により、各委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。

それでは、総務常任委員会は委員会室でお願いします。委員のうち、年長委員は廣嶋議員です。文教厚生常任委員会は全員協議会室でお願いします。委員のうち、年長委員は村越議員です。

直ちに協議をお願いします。

ここで、暫時休憩とします。

午前11時17分休憩

午前11時30分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

それでは、各委員会の年長委員から、正副委員長の互選の結果報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会の結果報告を、廣嶋議員、登壇の上、報告をお願いします。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4 番（廣嶋 隆君） それでは、総務産業常任委員会の正副委員長の互選結果につきましては、委員長に富岡大志議員、副委員長に小林静弥議員と決定しましたので、ご報告いたします。

議長（岩崎信幸君） ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会の結果報告を、村越議員、お願いいたします。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8 番（村越哲夫君） 文教厚生常任委員会の正副委員長の互選結果につきましては、委員長に村越議員、副委員長に飯塚憲治議員と決定しましたので、ご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） ご苦労さまでした。

以上の報告のとおり、総務産業・文教厚生各常任委員会の正副委員長が決定されました。

なお、委員長の就任挨拶につきましては、各委員会の正副委員長が全て決まりましたら、それぞれ委員長に、副委員長の紹介も含め、挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

追加日程第6 第3 議会広報常任委員会委員の選任

議長（岩崎信幸君） 議事日程追加6の第3、議会広報常任委員会委員の選任を議題とします。

吉岡町議会委員会条例運用規程第2条第2項において、議会広報常任委員会委員は、総務産業、文教厚生各常任委員会から少なくとも1人を選任するものであります。

また、先ほどの所属希望調書を基に、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が議会に諮って指名したいと思います。

お諮りします。

議長により指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

それでは、議会広報常任委員会の委員を指名します。

1番小林静弥議員、2番富岡栄一議員、3番飯塚憲治議員、4番廣嶋 隆議員、5番富岡大志議員、8番村越哲夫議員、11番平形 薫議員の7人です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、よって、議会広報常任委員会の委員が選任されました。

ここで、吉岡町議会委員会条例第7条の規定により、議会広報常任委員会を招集し、委

員会条例第6条の規定により、各委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。委員のうち年長委員は、村越議員です。

直ちに委員会室で協議をお願いします。

ここで、暫時休憩とします。

午前11時35分休憩

午前11時39分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

それでは、議会広報常任委員会の結果報告を、村越議員、登壇の上、報告をお願いします。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8番（村越哲夫君） 報告いたします。議会広報常任委員会の正副委員長の互選結果につきまして申し上げます。

委員長に廣嶋 隆議員、副委員長に富岡栄一議員と決定いたしましたので、報告申し上げます。よろしくをお願いします。

議長（岩崎信幸君） ご苦労さまでした。

以上の報告のとおり、議会広報常任委員会の正副委員長が決定しました。

追加日程第6 第4 議会運営委員会委員の選任

議長（岩崎信幸君） 議事日程追加6の第4、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。

お諮りします。

議長により指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

それでは、議会運営委員会の委員を指名します。

4番廣嶋 隆議員、5番富岡大志議員、8番村越哲夫議員、10番飯島 衛議員、12番山畑祐男議員、13番小池春雄議員の6人です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員が選任されました。

ここで、吉岡町議会委員会条例第7条の規定により、議会運営委員会を招集し、委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。委員のうち年長委員は、村越議員です。

直ちに委員会室で協議をお願いします。

ここで、暫時休憩とします。

午前11時43分休憩

午前11時47分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

それでは、議会運営委員会の結果報告を、村越議員、登壇の上、報告をお願いします。村越議員。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8番（村越哲夫君） 報告申し上げます。

議会運営委員会の正副委員長の互選結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員長に山畑祐男議員、副委員長に飯島 衛議員と決定いたしましたので、ご報告申し上げます。よろしくをお願いします。

議長（岩崎信幸君） ご苦労さまでした。

以上の報告のとおり、議会運営委員会の正副委員長が決定しました。

これより昼食休憩といたします。

13時に再開いたします。

午前11時48分休憩

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

追加日程第6 第5 予算決算・地域開発対策・人口問題対策各特別委員会委員の選任

議長（岩崎信幸君） 議事日程追加6の第5、予算決算・地域開発対策・人口問題対策各特別委員会委員の選任を議題といたします。

予算減算・地域開発対策・人口問題対策各特別委員会の委員の選任は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が議会に諮って、指名することになっております。お諮りします。

議長により指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

なお、指名等については、予算決算特別委員会、地域開発対策・人口問題対策の各特別委員会を分けて、指名したいと思います。

それでは、最初に、予算決算特別委員会の指名をいたします。

1 番小林静弥議員、2 番富岡栄一議員、3 番飯塚憲治議員、4 番廣嶋 隆議員、5 番富岡大志議員、6 番金谷康弘議員、8 番村越哲夫議員、9 番坂田一広議員、10 番飯島 衛議員、11 番平形 薫議員、12 番山畑祐男議員、13 番小池春雄議員、以上12人です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、予算決算特別委員会の委員が選任されました。

ここで、吉岡町議会委員会条例第7条の規定により、予算決算特別委員会を招集し、委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。委員のうち年長委員は、村越議員です。

直ちに委員会室で協議をお願いします。

ここで、暫時休憩とします。

午後1時03分休憩

午後1時18分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

それでは、予算決算特別委員会結果報告を、村越議員、登壇の上、報告をお願いします。村越議員。

〔8 番 村越哲夫君登壇〕

8 番（村越哲夫君） 予算決算特別委員会の正副委員長の互選結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員長に飯島 衛議員、副委員長に平形 薫議員をと決定しましたので、報告いたします。

よろしくをお願いします。

議長（岩崎信幸君） ご苦労さまでした。

以上の報告のとおり、予算決算特別委員会の正副委員長が決定しました。

次に、地域開発対策・人口問題対策の各特別委員会の委員の指名を行います。

それでは、地域開発対策特別委員会の委員を指名します。

1 番小林静弥議員、3 番飯塚憲治議員、8 番村越哲夫議員、9 番坂田一広議員、12 番山畑祐男議員、13 番小池春雄議員の6人です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、地域開発対策特別委員会の委員が選任されました。

次に、人口問題対策特別委員会の委員を指名します。

2 番富岡栄一議員、4 番廣嶋 隆議員、5 番富岡大志議員、6 番金谷康弘議員、10 番飯島 衛議員、11 番平形 薫議員の6人です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、人口問題対策特別委員会の委員が選任されました。

ここで、吉岡町議会委員会条例第7条の規定により、地域開発対策特別委員会と人口問題対策特別委員会を招集し、委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いします。

地域開発対策特別委員会の委員のうち年長委員は、村越議員です。地域開発対策特別委員会は、委員会室で協議をお願いいたします。

人口問題対策特別委員会の委員のうち年長委員は、廣嶋議員です。人口問題対策特別委員会は、全員協議会室で協議をお願いいたします。

ここで、暫時休憩とします。

午後1時21分休憩

午後1時35分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

それでは、地域開発対策特別委員会結果報告を、村越議員、登壇の上、報告をお願いいたします。村越議員。

〔8 番 村越哲夫君登壇〕

8 番（村越哲夫君） 地域開発対策特別委員会の正副委員長の互選の結果につきましてご報告申し上げます。

委員長に村越哲夫議員、副委員長に小林静弥議員と決定いたしましたので、報告いたします。

よろしく申し上げます。

議長（岩崎信幸君） ご苦労さまでした。

次に、人口問題対策特別委員会の結果報告を、廣嶋議員に報告をお願いします。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 人口問題対策特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、委員長に金谷康弘議員、副委員長に飯島 衛議員と決定いたしましたので、ご報告いたします。

議長（岩崎信幸君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告のとおり、地域開発対策特別委員会と人口問題対策特別委員会の各正副委員長が決定しました。

それでは、3常任委員会の委員長及び議会運営委員会の委員長及び3特別委員会の委員長が決定しましたので、ここで、各委員会の委員長から、副委員長の紹介を含め、就任の挨拶をお願いします。

最初に、議会運営委員会委員長、登壇の上、お願いします。山畑議員。

〔議会運営委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

議会運営委員会委員長（山畑祐男君） このたび、議会運営委員会委員長に就任いたしました山畑です。しっかりと職責を全うしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力、ご支援をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 副委員長も併せて紹介をお願いします。

議会運営委員会委員長（山畑祐男君） すみません、言葉足りなくて。

副委員長は、飯島議員が副委員長となります。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 次に、総務産業常任委員会委員長、お願いいたします。富岡議員。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員会委員長（富岡大志君） このたび、総務産業常任委員長に選任いただきました富岡大志です。副委員長は、小林静弥議員となります。

委員会におきましては、慎重な審査及び調査となるよう、また円滑な進行となるよう精励してまいる所存でございます。皆様のご指導、ご協力、心からお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 議会広報常任委員会委員長、お願いいたします。

〔議会広報常任委員会委員長 廣嶋 隆君登壇〕

議会広報常任委員会委員長（廣嶋 隆君） このたび、議会広報常任委員会委員長に私、廣嶋 隆、そして、副委員長に富岡栄一が推選されました。

つきましては、町民に親しまれる広報となるよう努めてまいります。皆様のご指導、ご協力、よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 文教厚生常任委員会委員長、お願いいたします。村越議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員会委員長（村越哲夫君） このたび、文教厚生常任委員会の委員長に推挙されました村越哲夫でございます。よろしくお願い申し上げます。また、副委員長に飯島憲治議員が決定しましたので、お知らせいたします。

また、私もなかなか慣れない部分も多々あるかと思っておりますので、皆様のご協力を得ながら、微力ながら努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 予算決算特別委員会委員長、お願いします。飯島議員。

〔予算決算特別委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算特別委員会委員長（飯島 衛君） このたび、予算決算特別委員会委員長になりました飯島でございます。副委員長に平形 薫議員でございます。

どうぞ議員皆さん、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 地域開発対策特別委員会委員長、お願いします。村越議員。

〔地域開発対策特別委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

地域開発対策特別委員会委員長（村越哲夫君） 地域開発対策特別委員会の委員長に任命されました村越哲夫でございます。副委員長に小林静弥議員と決定しました。

また、地域開発というとなかなか私もちょっと慣れない部分も多々あるかと思っておりますので、皆様のご協力を得ながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 人口問題対策特別委員会委員長、お願いします。金谷議員。

〔人口問題対策特別委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

人口問題対策特別委員会委員長（金谷康弘君） 人口問題対策特別委員会委員長に私、金谷、副委員長に飯島 衛議員がなりました。

人口問題、しっかりと検証していきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

追加日程第6 第6 選挙第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

議長（岩崎信幸君） 議事日程追加6の第6、選挙第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を議題といたします。

このたび、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員である山畑議員と平形議員は、同組合議会議長に議員辞職届を提出し、これを受理されております。辞職届を提出された2名のうち、1名は、組合同約第6条で、「町議会の議長を充てる」となっておりますので、残る1名について、組合同約第7条の規定によって、これから選挙を行います。

選挙の方法は、投票によって行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長（岩崎信幸君） ただいまの出席議員13人です。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人を指名します。8番村越哲夫議員、9番坂田一広議員、10番飯島衛議員を立会人に指名したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名で、投票に当たっては、被選挙人の氏名まで記入するようお願いいたします。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙を配付〕

議長（岩崎信幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

議長（岩崎信幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔点呼により投票〕

議長（岩崎信幸君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。

立会人として、8番村越哲夫議員、9番坂田一広議員、10番飯島衛議員は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

議長（岩崎信幸君） 吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定によって、選挙の結果を報告します。

渋川広域議員選挙の結果、

投票総数 13 票、有効投票数 11 票、無効投票 2 票。

有効投票のうち、金谷康弘議員 10 票

平形 薫議員 1 票

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は 4 票であります。

したがって、金谷康弘議員が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（岩崎信幸君） ただいま渋川広域議会議員に当選されました金谷康弘議員が議場におられますので、本席から吉岡町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議事日程（第 1 号）に戻り、会議を進めます。

日程第 3 承認第 2 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（岩崎信幸君） 日程第 3、承認第 2 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 承認第 2 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。

特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 31 日をもって専決処分とさせていただきます。このため、同条第 3 項の規定により報告し、ご承認を求めます。

なお、詳細につきましては、税務会計課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、承認第 2 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和 3 年度の税制改正に伴う地方税法の一部を改正する法律が、令和 3 年 3 月 31 日に公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたも

のでございます。

今回の主な改正は、次の2点でございます。

1点目は、固定資産税における土地の宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置に係る現行の負担調整措置の仕組みを継続した上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置となります。

2点目は、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、臨時的軽減の延長及びグリーン化特例の見直しとなります。

それでは、具体的な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。

A4、19ページまである「吉岡町税条例新旧対照表 第1条による改正」をご覧ください。右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

1ページをご覧ください。

第36条の3の2第4項は、地方税法、個人の町民税の給与所得者の扶養親族等の申告書の改正に伴う改正によるもので、給与所得者の扶養親族申告書の記載事項を電磁的方法により提供する場合の要件である税務署長の承認を不要とするもの等でございます。

次に、第36条の3の3第4項は、地方税法、個人の町民税の公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正に伴う改正によるもので、公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項を電磁的方法により提供する場合の要件である税務署長の承認を不要とするもの等でございます。

2ページをご覧ください。

第53条の8第1項第1号は、地方税法、個人の町民税の特別徴収税額の改正に伴う改正によるもので、退職所得申告書の定義に係る規定の整備でございます。

次に、第53条の9第3項は、地方税法、個人の町民税の退職所得申告書の第3項及び第4項の追加に伴う改正によるもので、退職所得申告書の記載事項を電磁的方法により提供する場合の要件である税務署長の承認を不要とするもの等でございます。

3ページをご覧ください。

第81条の4第1項第1号及び第2号は、軽自動車税の環境性能割の税率の第1項及び第2項の改正に伴う改正によるもので、環境性能割の税率区分の見直しによるもの等でございます。

次に、附則でございます。

3ページ下段から5ページをご覧ください。

附則第10条の2は、地方税法附則、固定資産税の課税標準の特例の改正に伴う改正及び条例の項ずれによる改正で、地域決定型地方特例措置となる課税標準の特例について、条例において割合を定める措置を削除するもの等でございます。

次に、附則第10条の4は、地方税法附則、平成28年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の改正に伴う改正で、熊本地震による被災住宅用地等に係る特例措置を引き続き適用するものでございます。

5ページから8ページをご覧ください。

附則第10条の5は、地方税法附則で、平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の新設に伴う条そのもの新設によるもので、平成30年7月豪雨による被災住宅用地等に係る特例措置を引き続き適用するものでございます。

8ページ中段をご覧ください。

附則第11条から第13条までが、今回の主な改正点の1点目となります。

附則第11条は、地方税法附則の固定資産税の土地の下落修正措置、負担調整措置の特例に関する用語の定義規定の改正に伴う規定の整備によるもので、現行制度の継続により年度を更新するものでございます。

次に、附則第11条の2は、地方税法附則の固定資産税、土地の下落修正措置の改正に伴う規定の整備で、現行制度の継続により年度を更新するものでございます。

9ページの中段から12ページをご覧ください。

附則第12条は、地方税法附則の固定資産税の宅地等に係る負担調整措置の改正に伴う規定の整備で、現行制度の継続により年度を更新するものでございます。

12ページをご覧ください。

附則第13条は、地方税法、固定資産税の農地に係る負担調整措置の改正に伴う規定の整備で、現行の制度の継続により年度を更新するものでございます。

13ページをご覧ください。

附則第15条は、地方税法附則の特別土地保有税の改正に伴う改正で、特別土地保有税の課税標準の特例の期限を3年間延長するもの等でございます。

14ページをご覧ください。

附則第15条の2から16条までが、今回の主な改正点の2点目となります。

附則第15条の2は、地方税法附則の軽自動車税の環境性能割の非課税の改正に伴う改正で、環境性能割の臨時的軽減措置を9か月延長するものでございます。

次に、附則第15条の2の3は、地方税法附則の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の改正に伴う改正で、環境性能割の税率区分の見直しによるものでございます。

15ページから18ページをご覧ください。

附則第16条は、地方税法の軽自動車税の種別割の税率の特例の改正に伴う改正で、種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するもの及び大気汚染防止法の改正による項ずれを反映等するものでございます。

18ページをご覧ください。

附則第16条の2は、地方税法附則の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の改正に伴う改正で、項ずれを反映するものでございます。

次に、附則第22条は、東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の改正に伴う改正で、適用期限の延長に伴う規定の整備でございます。

19ページをご覧ください。

附則第26条は、地方税法附則の個人の町民税の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の改正に伴う改正で、住宅借入金等特別税額控除を拡充・延長するもの等でございます。

次に、2条による吉岡町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧ください。

2ページ目をご覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律第2条の改正に伴う吉岡町税条例等の一部を改正する条例の改正で、法人の市町村民税の申告納付の改正による条文中の項ずれを反映するものでございます。

3ページをご覧ください。

地方税法施行令の一部を改正する政令の改正に伴う吉岡町税条例等の一部を改正する条例の改正で、地方税法施行令が繰り上がったことによる条ずれを反映するものでございます。

下段の新設は、吉岡町税条例第48条の法人の町民税の申告納付の改正による条文中の項ずれを反映するものでございます。

以上で、「吉岡町税条例新旧対照表」の説明を終わります。

続いて、A4縦の議案書6ページ中段の附則をご覧ください。

第1条は、施行期日となり、令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、町民税に関する経過措置でございます。

第3条は、固定資産税に関する経過措置でございます。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 新旧対照表の3ページです。

36条3の3の中の4項になります。19分の3ページですね。ここに、4項のところ
で上から3段目に、「支払をする者に受理されたとき」、これは平仮名の「とき」で
すね。そして、「……とき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」、これ
も平仮名ですね、「とき」ですね。「……と、「受理された時」というのは、これは漢
字の「時」です。「……とあるのは「提供を受けた時」とする。」とありますけれども、
この「トキ」の使い分けがあるんですけれども、漢字の「時」と平仮名の「とき」とい
うのは、これは何か関連性があるんですか。何が違うんですかね。

議長(岩崎信幸君) 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長(中澤礼子君) 漢字の「時」を使用した場合のときは、時間的な「トキ」を「時」と
解釈いたします。そして、平仮名の「とき」は、場合の「トキ」と解釈しております。以
上です。

議長(岩崎信幸君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) それは間違いないですか。私ちょっと理解しにくいんですけども、一般
的に、ここにありますように、4項の中では、「退職所得申告書に記載すべき事項を」
と、「支払する者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」、
これは「とき」ですよ。……と、「受理された時」、これは時間の「時」ですけれ
ども、「……とあるのは「提供を受けた時」とする。」というんですけども、私はちょ
っと理解できなかったのは、一般的に漢字を使うときにこういう分け方をしていますかね。

「トキ」というのは、何か、多分、私たち、一緒に同じ「トキ」にしてしまうような気
がするんですけども。ここで違う「トキ」を使っているというのは、今言われた、その
「トキ」ということで間違いございませんか。確認ですけども。

今まで、要するに、こういう議案書でも、新旧対照表というものがありますけれども、
字の誤謬とかそういうもので、新旧対照表で字が違ったとか、「、」と「。」が違ったと
いうだけでも、新旧対照表で直しますよね。ですから、この「トキ」というのが、これで
使われるとこれずっと使われていくものでありますから。ちょっと私、そんなに大きな
問題ではないかもしれませんが、ちょっと疑問があったものでお尋ねしているんで
すけれども。再度確認して、それで、先ほど言ったことで間違いないですか。間違いなけ
れば、それで結構なんですけれども。もう一度確認を。

議長(岩崎信幸君) 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 先ほど説明したとおり、間違いはございません。（「分かりました」の声あり）

議 長（岩崎信幸君） よろしいですね。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより起立によって採決を行います。

承認第2号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、その原案のとおり承認することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。
よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第39号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第39号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第39号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免対象納期限の期間を延長するため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

本改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等の国民健康保険税の減免対象納期限の期間を1年延長するための所要の改正を行うものになります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の列が旧で改正前、左側の列が新で改正後になります。よろしく願いいたします。

附則、第14項の国民健康保険税の減免対象納期限の期間の下線部分「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、減免対象納期限の期間を1年延長するものです。

議案書に戻っていただきまして、附則とし、この条例は、公布の日から施行し、この条例の改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、令和3年4月1日から適用するものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 分かる範囲で結構ですけれども、1年間、国保税が延長されるということなんですけれども、町で想定しているのは、大体およそ、予算に対して何割ぐらいの減になるかということが予想されていますか。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） ちょっと金額的なものになるんですけれども、ちょっと今手元に今年度の、令和3年度の予算書等がないものですから、割合とかというのはちょっと出せないんですけれども、昨年度1年間に減免の対象になったのが、令和元年度の2月分以降の分と2年度の3月31日部分で、16件で370万円ほどに金額的にはなっておりますので、対象の課税されている年度の収入等が1年間ずれてきますので、若干、もう少し少なくなるとは思っておりますので、金額的にはもう少し実績より少ない金額ということで、ちょっと今調定額等がありませんので、割合のほうはちょっと回答できないんですけれども、よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 少なくなりますか。少なくなりますかね。私は対前年比から見ると、コロ

ナ禍の中で失業したり、そういう人たちが増えてくればこの額は増えてくるんだと思うんですけれども。少なくなるんじゃないかと、増えてくるんじゃないかというふうに見ているんですけれども。これからスタートするのですから、なかなか先を占うことは難しいでしょうけれども、実際にこういう困窮される方というのは、なかなか口では言えない部分というか、あると思いますので、そういう滞納されている方たちに対しては、十分な配慮というものをまずお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長（岩崎信幸君） よろしいですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第39号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第40号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第40号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第40号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等にお

ける介護保険料の減免対象納期限の期間の延長するため所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、介護福祉課長に説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免対象納期限の期間を1年延長するため所要の改正を行うものになります。

それでは、新旧対照表にて説明させていただきます。

吉岡町介護保険条例新旧対照表の1ページをご覧ください。

左側、「新」と書いてあるのが改正案です。右側「旧」と書いてあるのが、現行の条例となります。

附則第7条第1項の改正となります。

第7条は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について規定したものであります。

下線部の保険料の納期限の期間について、令和3年3月31日を令和4年3月31日に改め、減額の対象納期限を1年延長する改正になります。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、附則になります。

この条例の規定は、公布の日から施行となり、令和3年4月1日から適用するものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 特別徴収で、まず、減免を受けられる方といますか、対象者が、実際にはまずは何人いるか。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 令和3年度の見込数ということで、お答えさせていただきたいのですが、まだ現時点では、新型コロナウイルスが及ぼす家計への影響が今後どこまで広がるか見通しができないため、具体的な人数をお答えすることは差し控えさせていただきたい

と思います。

なお、参考値として、4月30日現在、減免実績では、対象者の実人数が5人、減免総額は34万円であります。本年度においても大幅な増減はないと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私、質問したのは、介護保険は普通徴収と特別徴収とございますよね。普通徴収の場合というのは、年金から天引きですから、これは対象が、残念だけれども、少ない年金から否が応でも取られてしまうだけれども、しょうがないんですけれども。ここにあります特別徴収というのは、年金が年額1万5,000円でしたか、3万でしたか、1万5,000円だよ。1万5,000円でしたか、1か月。1万5,000円以上の人というのは特別徴収で、役場に持って行って納めなければならないとなっていますけれども、普通徴収のほうでは天引きですから。

そうすると、私が聞いたのは、この中で、いわゆる特別徴収の方が何人いますかということをもまず聞いたんですよ。実績はどうでしたかというのは、その後の質問で、取りあえずは、それが何人いますかということをも……。一緒に聞いてもいいんですけれども、何人いるかということをもまず押さえて、その中で、去年の実績が5人ぐらいだったそうなんですけれども、私は、機械的に、これだけ滞納があるんだから、これが1年延びるだけですよという話じゃなくて、条例は条例として、それでもいいかと思うんですけれども。こういう方たちに対する運用というんですかね、もう少し手厚い、町として、こういう方たちにしてあげられること、ほかにまだ何かあるんじゃないかというような気もするんですけれども、その辺についての町の考えというのはお持ちなんですか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） まず、最初の1点目の質問なんですが、特別徴収と普通徴収の内訳なんですが、大変申し訳ありません。ちょっと手持ち資料で内訳を持ち合わせておりませんので、回答は差し控えさせていただきたいと思います。

それから、2件目の質問につきましては、吉岡町としては、国のほうの通達に基づいて今回、減免の対象期間、納期限の対象期間を延長するという事で条例改正をさせていただいておりますので、それ以降、それ以外の減免に対しての相談、それから、免除については、現行の徴収猶予の、また、減免の要項に基づいて適宜判断していきたいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 今、課長さんに文句を言うつもりはないんですけども、やっぱり、担当課長になって、介護保険条例の改正ということで、介護保険者には特別徴収と普通徴収があると。そうすると、我が町で何人いるかというぐらい、やっぱり基礎になるところというのは、今資料を持ち合わせていないので分からないじゃなくて、その程度のこととか、まず初歩の初歩ですから、そこは今後しっかりと押さえておいてください。終わります。

議 長（岩崎信幸君） よろしいですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第40号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議 長（岩崎信幸君） これで本日の会議を閉じます。

以上、令和3年第2回臨時会の日程が全て終了しました。

町長挨拶

議 長（岩崎信幸君） 閉会の前に、町長の発言の申出を許可します。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 令和3年第2回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、承認1件、議案2件を上程させていただき、承認、可決いただきまして大変あ

りがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本日は、正副議長及び各常任委員会等議会の基本構成を再編し、新たな議会活動がスタートできましたことを心からお喜び申し上げます。それぞれ就任された皆様におかれましては、誠におめでとうございます。また、構成再編の後も議員皆様のますますのご活躍をご祈念申し上げるとともに、町政へのさらなるご理解とご協力をお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、令和3年第2回吉岡町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後2時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会旧議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議長 岩 崎 信 幸

吉岡町議会副議長 金 谷 康 弘

吉岡町議会議員 平 形 薫

吉岡町議会議員 小 池 春 雄